

# 多摩市障がい者活躍推進計画 ー第2期ー (概要)

## 計画策定の目的

### ■障がいのある職員のさらなる活躍のために

障害特性の理解促進及び職員が互いに協力し、誰もが働きやすい職場づくりの整備に関する取組並びに積極的な障がい者採用及び定着への取組推進を目的に、全庁的な取組内容等に関する方針を定め、障がいのある職員のさらなる活躍を推進する。

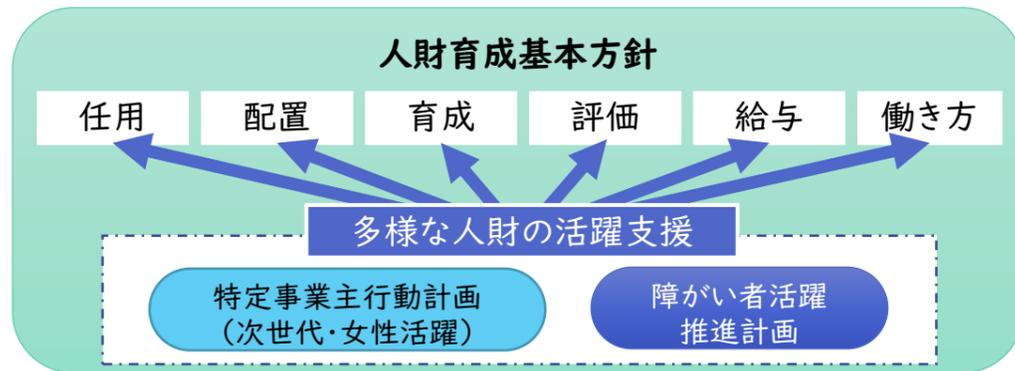
## 計画の位置づけ

### ■障害者の雇用の促進等に関する法律

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第七条の三で、地方公共団体の任命権者に策定を義務付けられている障害のある職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画である。

### ■人財育成基本方針

「多摩市人財育成基本方針」のもと、主に働き方に関する施策として、多様な人財の活躍を支援するため、本計画においては、特に障がいのある職員に関する方針を定め、その能力を発揮し、多摩市の「人財」として活躍してもらうための取組を進めていくものである。



## 計画の目標

### 第1期計画目標

#### 採用に関する目標

計画期間における実雇用率が、法定雇用率を充足していくこと

必須設定目標

### 現状

令和6年多摩市実雇用率  
→2.35%  
※令和6年4月以降法定雇用率  
→2.80%

継続

### 第2期計画目標

計画期間における実雇用率が、法定雇用率を充足していくこと

#### 定着に関する目標

障害を理由とする不本意な離職者を生じさせないこと

必須設定目標

採用から1年後の定着率  
常勤職員→100%  
会計年度任用職員→100%

継続

障害を理由とする、本人の責によらない離職者を生じさせないこと

#### キャリア形成に関する目標

障害特性に配慮した職務の選定・創出等を通じ、計画期間中に従来配属されてこなかった課又は係等へ、新たに配属又は採用すること

計画期間中に新たな課又は係等へ配置を行った件数→4件

第2期計画では、目標としては設定しないが、「障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出」及び「キャリア支援」の中で取り組む

## 主な取り組み

### 1 推進する体制の整備

組織面	全庁的な人的サポート体制の役割分担と相談体制の整備及び周知	障害者雇用推進者の選任 (活躍推進に関する取組の実施)	障害者職業生活相談員の選任 (障害者の職業生活全般についての相談、指導等)
人財面	障害理解促進研修等の実施 (障害の有無にかかわらず誰もが働きやすい職場を共につくる人財を育成)		

### 2 職務の選定・創出

面談の実施 (業務の適性や量の確認)	チャレンジ雇用以外での新たな会計年度任用職員の任用 (既存の業務の切り出しや複数の作業の組み合わせを行い、会計年度任用職員の新たな任用を行う)
--------------------	---

### 3 環境整備・人事管理

職務環境 募集・採用	継続的な採用試験の実施	採用時の面談の実施 (本人の希望や特性、必要となる支援等の確認)
働き方	在宅勤務制度、早出遅出制度の利用促進	短時間雇用のあり方について検討
キャリア支援	チャレンジ雇用からのキャリアアップできる雇用策の検討	実務研修、専門研修等の参加促進
		採用時の面談で、キャリア形成に関する本人の希望確認

## 計画の内容

### ■計画主体(任命権者)

多摩市長、多摩市教育委員会、多摩市議会議員、多摩市長(下水道事業管理者)  
※職員採用及び雇用管理は市長部局の任命権者である多摩市長が一体的に行っており、本計画においても各任命権者が統一的な計画の下で、連携し一体的な取組を推進していくため、連名で策定する。計画作成に該当しない任命権者の計画推進にあっても、この計画内容に則り、その取組を進めるものとする。

### ■計画期間

第2期(令和7年4月1日～令和11年3月31日)4年間

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
人財育成基本方針										
実施計画 <<第2期>>			<<第3期>>				<<第4期>>			
障がい者活躍推進計画 <<第1期>>					<<第2期>>			<<第3期>>		